（住民基本台帳法の一部改正）

第四条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百九の項中「第三項」を「第五項」に改める。

別表第三の二十六の項及び別表第五第三十一号中「第四条第二項若しくは第三項」を「第四条第三項若しくは第五項」に改める。

総務大臣　石田　真敏
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十四号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律

目次中「向上」の下に「及び人材の育成」を加え、「第五節　研究開発法人における人材活用等に関する方針等（第二十四条）」を「第五節　研究開発法人における人材活用等に関する方針等（第二十四条―第二十四条の二）　第六節　その他の研究開発等の推進のための基盤の強化（第二十四条の三―第二十四条の四）」に、「第二十七条」を「第二十七条の三」に、「国の」を「国等の」に、「―第三十条」を「・第二十九条」に、「第三十一条」を「第三十条」に、「第五章　研究開発の成果の実用化の促進等（第三十五条―第三十七条）」を「第一節　研究開発施設等の共用の促進等（第三十五条―第三十七条）　第二節　研究開発の成果の実用化の促進等（第三十八条―第四十六条）」に、「第五章　イノベーションの創出の促進等（第三十四条の二―第三十四条の七）」を「第一節　産学官連携によるイノベーションの創出の促進等（第三十四条の二―第三十四条の七）　第二節　研究開発施設等の共用等（第三十五条―第三十七条）　第三節　研究開発の成果の実用化の促進等（第三十八条―第四十六条）」に改め、「第四十七条」の下に「・第四十七条の二」を加え、「第八章　研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設（第四十九条）」を「第八章　更なる科学技術・イノベーション創出の活性化に向けた検討（第四十九条―第五十二条）　第九章　罰則（第五十三条）」に改める。

第一条中「国際的な競争条件の変化」を「国際競争の激化」に、「研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図ることが喫緊の課題であることにかんがみ、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進」を「我が国の経済社会を更に発展させるためには科学技術・イノベーション創出の活性化を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現することが極めて重要であることに鑑み、科学技術・イノベーション創出の活性化」に、「並びに研究開発法人、大学等及び事業者」を「、研究開発法人及び大学等並びに民間事業者」に、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進の」を「科学技術・イノベーション創出の活性化の」に改め、「国際競争力の強化」の下に「、経済社会の健全な発展」を加える。

第二条第一項中「第十五条の二第一項」の下に「及び第四十九条」を加え、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「研究開発等で」を「研究開発等で」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　この法律において「科学技術・イノベーション創出の活性化」とは、科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化をいう。

第二条に次の一項を加える。

13　この法律において「産学官連携」とは、研究開発等の実施、人事交流、人材の育成その他の科学技術・イノベーション創出の活性化に必要な取組の効果的な実施を図るために国、地方公共団体、研究開発法人、大学等及び民間事業者が相互に連携することをいう。

第三条第一項を次のように改める。

科学技術・イノベーション創出の活性化は、これに関する国際的な水準を踏まえるとともに地域経済の活性化を図る観点を踏まえつつ、次に掲げる事項を推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図るとともに、国民経済の健全な発展及び安全で豊かな国民生活の実現に寄与するよう行われなければならない。

一　研究開発等の推進のための基盤の強化並びに科学技術の振興に必要な資源の確保及び柔軟かつ弾力的な活用

二　研究開発等を行う機関（以下「研究開発機関」という。）及び研究者等が、これまでの研究開発の成果の集積を最大限に活用しながら、その研究開発能力を最大限に発揮して研究開発等を行うことができる環境の整備

三　産学官連携による基礎的な研究開発からその成果の実用化までの一貫した取組

四　経済社会情勢の変化と社会の要請に対応した研究開発法人及び大学等による経営能力の強化を図るための改革

五　革新的な研究開発又は研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う意欲を有する多様な人材が主体的かつ積極的にこれらに取り組むことができる環境の整備

第三条第二項中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進」を「科学技術・イノベーション創出の活性化」に改める。

第四条中「以下」の下に「単に」を加え、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進」を「科学技術・イノベーション創出の活性化」に改める。

第五条中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進」を「科学技術・イノベーション創出の活性化」に改める。

第六条の見出し中「研究開発法人等」を「研究開発法人及び大学等」に改め、同条第一項中「、大学等及び事業者」を「及び大学等」に改め、「努める」の下に「とともに、民間事業者と連携し、科学技術・イノベーション創出の活性化に努める」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　研究開発法人及び大学等は、基本理念にのっとり、経済社会情勢の変化、社会の要請、自らの研究開発能力の現状、科学技術に関する内外の動向その他のその経営を取り巻く状況を的確に把握しつつ、経営能力の強化に努めるものとする。